

## 第 5 7 号議案

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

足立区特別区税条例（昭和 3 9 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 6 条の 2 第 2 項各号列記以外の部分中「よつて」を「よって」に、「あつて」を「あって」に、「又は身体障害者等」を「若しくは身体障害者等」に改め、「（「運転免許証」という。）」の次に「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 9 5 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）」を加え、同項第 1 号中「あつて」を「あって」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 9 5 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条第 3 項中「よつて」を「よって」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。